

会

議

午前10時 0分開会

議長（大黒孝行君） おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。よって、平成24年11月下田市議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議開催に当たり、欠席したい旨の届けのありました議員は、12番 増田 清君であります。

#### 会期の決定

議長（大黒孝行君） 日程により会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますのでご承知願います。

#### 会議録署名議員の署名

議長（大黒孝行君） 次は、日程により会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、4番 土屋雄二君と5番 鈴木 敬君の両名を指名いたします。

#### 諸般の報告

議長（大黒孝行君） 次は、日程により諸般の報告を申し上げます。

最初に、議長会関係について申し上げます。

10月4日、第128回静岡県東部地区市議会議長会が伊豆の国市で開催され、私と副議長が出席をいたしました。

この議長会では、富士宮市提出の「国道469号（富士南麓道路）整備促進について」及び伊豆の国市提出の「災害時における帰宅困難者への支援について」の2件の議案を審議し、可決いたしました。この提出議案2件につきましては、11月1日開催の静岡県市議会議長会定期総会に提出することに決定いたしました。

次に、10月31日、静岡県地方議会議長連絡協議会の平成24年度第2回政策研修会が静岡市で開催され、私と副議長が出席いたしました。

この研修会では、お茶の水女子大学名誉教授の藤原正彦氏による「日本のこれから、日本人のこれから」と題した講演がありました。また、講演の後、「議会改革の取り組み状況や議会運営の課題」を議題に各市の正副議長による意見交換会を実施いたしました。

次に、11月1日、第143回静岡県市議会議長会定期総会が沼津市で開催され、私と副議長が出席いたしました。

この総会では、会務報告の後、平成23年度会計決算認定、平成24年度会計補正予算案及びさきの東部地区市議会議長会等で可決されました要望議案4件、合計6件の議案を審議の上、認定及び可決いたしました。

なお、要望議案4件の今後の取り扱いにつきましては、会長市であります沼津市に一任することにいたしました。

次に、11月8日、全国温泉所在都市議長協議会の第81回役員会が東京で開催され、私が出席いたしました。この役員会では、会務報告と実行行動について審議し、役員会終了後、温泉所在都市に対する税財政措置等に関する要望書を、衆・参議員会館にて関係議員に提出し、要望をいたしてまいりました。

次に、要望活動について申し上げます。

11月2日、南海トラフ巨大地震による津波対策として、敷根地区の高台での認定こども園建設事業に対する財政支援及びその他の懸案事業等の要望を静岡県に対して行い、市長とともに10名の議員が参加いたしました。

次に、常任委員会の行政視察について申し上げます。

10月10日から11日にかけて産業厚生委員会が山形県上山市の「温泉クアオルトについて」を視察いたしました。

また、11月6日から7日にかけて総務文教委員会が福島県いわき市の「震災後の復興状況について」を視察いたしました。

次に、姉妹都市関係について申し上げます。

11月10日から11日までの2日間、副議長を団長として、議員5名が山口県萩市を訪問し、防災対策についての情報交換をはじめ、行政事情を視察するとともに、両市の交流を深めてまいりました。

次に、式典関係について申し上げます。

11月11日、第36回全国育樹祭が袋井市のエコパアリーナを会場として「木を植えて 育てて活かす 緑の力」を大会のテーマに開催され、私が出席いたしました。

次に、市長より、議会の委任による専決処分事項の報告でございます。

「車両物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について」の専決処分事件1件の提出がありました。お手元に配布しておりますので、ご覧ください。

次に、今臨時会に市長から提出議案の送付と、説明員として出席する旨の通知がありましたので、係長をして朗読いたさせます。

庶務兼議事係長（遠藤逸郎君）朗読します。

下総庶第158号。平成24年11月12日。

下田市議会議長、大黒孝行様。静岡県下田市長、楠山俊介。

平成24年11月下田市議会臨時会議案の送付について。

平成24年11月12日招集の平成24年11月下田市議会臨時会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

議第47号 下田地区消防組合を組織する地方公共団体の増加及び規約の変更について。

下総庶第159号。平成24年11月12日。

下田市議会議長、大黒孝行様。静岡県下田市長、楠山俊介。

平成24年11月下田市議会臨時会説明員について。

平成24年11月12日招集の平成24年11月下田市議会臨時会に、説明員として下記の者を出席させるので通知いたします。

記。市長 楠山俊介、副市長 糸賀秀穂、教育長 野田光男、企画財政課長 滝内久生、総務課長 名高義彦、市民課長 峯岸 勉。

以上でございます。

議長（大黒孝行君）以上で諸般の報告を終わります。

議第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第47号 下田地区消防組合を組織する地方公共団体の増加及び規約の変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（峯岸 勉君） それでは、議第47号 下田地区消防組合を組織する地方公共団体の増加及び規約の変更についてをご説明させていただきます。

お手数ですが、議案件名簿の1ページから2ページをお開き願います。

1ページは、議案の表題部で、下田地区消防組合を組織する地方公共団体の増加及び規約の変更についてを2ページの内容のとおり、一部を変更させていただくものでございます。

提案理由は、消防広域再編を見据えた組織基盤の強化を図るため、下田地区消防組合へ西伊豆町及び松崎町を加入せしめるとともに、下田地区消防組合規約の変更を行うものであります。

条例改正の内容につきましては、条例改正関係等説明資料で説明させていただきますので、A3サイズの説明資料をお開き願います。

資料は、左側が変更前、右側が変更後になっておりまして、アンダーラインの部分が変更箇所であります。

まず、組合の組織する地方公共団体、第2条中「下田市、賀茂郡河津町及び南伊豆町」を「、下田市、河津町、南伊豆町、西伊豆町及び松崎町」に改めます。

次に、共同処理する事務、第3条全体を「組合は消防に関する事務（消防団並びに水利施設の設置、維持及び管理に関するものを除く。）を処理する。」に改めます。

次に、事務所の位置、第4条中、算用数字で書いてある「6丁目」を漢字の「六丁目」に改めます。

次に、議会の組織、第5条中、「10人」を「11人」に、「下田市 4人」「河津町 3人」「南伊豆町 3人」を「下田市 3人」「河津町 2人」「南伊豆町 2人」「西伊豆町 2人」「松崎町 2人」に改めます。

次に、執行機関の組織及び選任方法のところ、第9条全体を、「組合に管理者、副管理者及び会計管理者をそれぞれ1人置く。」、第2項といたしまして、「管理者及び副管理者は、関係市町の長の協議により関係市町の長のうちからこれを定める。」、第3項として、「管理者及び副管理者の任期は、関係市町の長の職にある期間とする。」、第4項としまして、「会計管理者は、下田市の会計管理者をもって充てる。」に改めます。

次に、経費の支弁方法、第12条第2項中、「前項の負担金は」の次に「、次項に定める経費に係るものを除き」を加え、「当該年度」を「前年度」に改め、同条第3項を「土地の取得、施設の整備その他前項の規定によることが適当でないものに係る経費については、関係市町の協議により負担額を定める。」に改めまして、第4項を削除いたします。

ここで、議案件名簿の2ページに戻ってください。

附則第1項で施行期日を規定しております。施行日は平成25年4月1日です。

また、附則第2項で、「組合は、平成25年3月31日をもって解散する西伊豆広域消防組合の事務を継承する。」、これを規定しております。

以上をもちまして、議第47号 下田地区消防組合を組織する地方公共団体の増加及び規約の変更についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

11番。

11番（土屋 忍君） 何点か聞きたいんですけども、まず議会の組織については、これは組合議会が了解をしてこういうふうになったのかどうなのかということが1点。

それから9条のほうの、今までは下田市長が管理者ということで決まっていたわけですけども、改正のほうを見ますと、各市町の長のうちからこれを決めるということで、どういう理由でこういうふうになったのかということをも1点聞きたいと思います。

それから、経費の分担のことについて前からもいろいろ私らも組合議会にいたときにお話が過去に出たことあるんですけども、この経費の負担は基準財政需要額でということが過去からずっとなっていたわけですけども、これについて異議だとかそういうものはなく、すんなりそれでいこうじゃということになったのかどうかということ。

それから、3項、4項が一緒になって3項になっているということですけども、具体的に今までは消防署が分署ができたとか、はしご車については別会計ですよみたいな形でやっていたわけですけども、こういう3番、4番が3番に1つの文言になったのは何か具体的にはこういうことがあるからこういう文言にしたんだというものがあるのかなのかということの説明をいただきたいと思います。

以上です。

議長（大黒孝行君） 市民課長。

市民課長（峯岸 勉君） まず、1点目の議員の構成人数が変更になったということなんですけれども、これにつきましては、下田地区消防組合が 現行ですけれども 下田市が4人、先ほど申し上げましたように、河津町3人、南伊豆町3人で、西伊豆町と松崎町は3人ずつなんです。合計16人現状だといえるわけなんですけれども、これを担当市町の課長が構成する幹事会で人数をどのようにするかということになりまして、そのときに案として全部2人にする案と1人ずつ減らすという案が出まして、その案をどちらにするかということを経済委員会にかけた中で、あとは賀茂郡下のほかの一部事務組合の状況等も参考にさせていただきまして、各市町1名ずつ減とさせていただくのが一番理解を得られるのではないかとという形で決めさせていただいたものでございます。

2つ目が、管理者、副管理者、その決め方についてなんですけれども、まず最初に、下田地区消防組合には副管理者がいなかったわけなんですけれども、副管理者を置くということはまず先に決めさせていただきました。あとはその決め方について先ほどの幹事会のほうで話をしたんですけれども、下田市の市長がそのまま管理者になるという案ももちろんあったんですけれども、それを協議会の中でお話ししたときに、西伊豆町の場合は2つ、西伊豆と松崎しかないわけなんですけれども、これを協議により決めるということになっているものから、それは西伊豆消防組合のほうの意見をもらって、それぞれ協議により決めましょうということで決定させていただきました。

それから、3点目が消防の経費、基準財政需要額、負担金の関係ですね。これは下田地区消防組合も西伊豆広域消防組合も基準財政需要額の消防費に基づいて負担金を決定しておりましたので、これは特に問題なくすんなり決まりました。

4点目の12条の3項と4項が1項になったということで、具体的なものということで申し上げたほうがよろしいと思うんですけれども、具体的には庁舎の新設、それに伴う用地の取得、それから庁舎の大規模改修、そういうものが対象になります。

先ほどご指摘がありましたけれども、下田市下田地区消防組合の場合ですと、はしご車が特別負担金の対象になっておりまして、今後のことを申し上げますと、先ほど庁舎ということも申し上げたんですが、消防無線のデジタル化、これが予定されておりますので、これにつきましても負担金の対象になるという予定でございます。

以上です。

議長（大黒孝行君） 市長。

市長（楠山俊介君） ただいまの課長の説明に少し補足させていただきます。

協議会の会長ということですので、その経緯の中で補足の説明をさせていただきます。

まず、基準財政需要額を用いるということに関しましては、全く異論のないところで決められました。

それから、議員数のことでありますけれども、下田消防におきましては、一部異論ありましたが、多数の中で決定されたことは、ここにありますように下田市が3、それから河津町以下関係町が2という数字で決められました。西伊豆消防のほうの議会におきましては、すべての市町が2という同数がよかろうというようなことになったようです。それを参考にいたしまして、協議会のほうで下田市が3、他の町が2ということに満場一致で決められました。

この理由としましては、統合ということと同数もよかろうかというような西伊豆の意見もありましたけれども、議会の議員さんの重さということを見ると、そこにある財政的な負担、それから住民の数を背負っているという議員さんの責任というふうなことも考えると、他の町に比べますと、下田市のほうが大きな数字を持っているということで、下田市はプラス1とすべきであろうというふうなことが議員さんのほうから出されたことを承認されました。

それから、管理者と副管理者であります。下田市のほうの場合には、下田市長ということで決めておりましたけれども、管理者、副管理者に関しましては、市町のそういう人口とか財政負担ということの中で優劣というふうな形で最初から進むのではなく、同等の立場で首長の間で協議をし、決めることがよかろうというふうなことで協議会では満場一致になりましたので、そのような形で決めるということでありました。

以上です。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

14番。

14番（大川敏雄君） 2点ほど質問させていただきます。

この案件については、下田市の議会において、あるいは消防議会のほうにも事前協議をして、その上でこの成案が出たわけです。そういう理解の上に立って質問したいんですが、まず第12条、経費の支払い方法ですが、当該年度から前年度に変えたと、これはいかなる理由でこういう形になったんですか。

もっとかいつまんで言えば、現状においても平成24年度の消防組合の予算を見ても、この

新しい規約に基づいて予算が編成されていると私は理解するんです。だとすると、従前の当該年度はこれは規約上誤りだったと私は解釈をしているんですが、その辺、その当該年度から前年度にした理由をひとつ明確にしてほしいと。

それから2点目は、先ほど土屋議員の質問で、この12条の従前の3項、4項を新しい改正後の3項にまとめた具体的な理由は何だったかと。その答弁を聞いていますと、ちょっと抽象的でわからんと。はっきり言って、いわゆる西伊豆の消防組合は建物が西伊豆町にあるわけです。松崎にはないんです。そうしますと、従前の規約の12条3項に基づけば、これをそのまま生かすとするならば、西伊豆の建物を建て替えるという場合には、全部西伊豆町でもたなきゃならんと、こういう不具合が出るので、この新しい規約では協議によって決めるんだと、こういう改正をしたと私は理解しているんですが、市民課長はそういう点についてどう理解していますか。

議長（大黒孝行君） 市民課長。

市民課長（峯岸 勉君） まず1点目の12条、当該年度を前年度にしたのはどうしてかということでございます。

当該年度ということになりますと、その確定が秋口になりまして、そこでどうしても精算行為というものを行わなくてはならない。その精算行為というのは、当然事務手続が必要になりますので、そういう事務手続の煩雑さを避ける、防止する意味ということで、当該年度から前年度に変えさせていただいたということでございます。

あともう1つは、郡内の一部事務組合のそれぞれの負担金の取り扱い、これにつきまして参考させていただきまして、前年度ということに決めさせていただいたものであります。

それから、先ほどの12条の第3項の考え方ということでございまして、これは確かに改正前ですと、土地、施設の建設に係る経費はその施設の所在するともう決めてあったわけですね。これを幹事会、協議会等でやる中で、これは大川議員のご指摘のとおりなんですけれども、弾力性を持たして各市町の負担というものについて話し合いをする余地を残すということでこの3項と4項を一本化しまして、この施設の所在する市町村と決めつけないで弾力性を持たして関係市町の協議によりそういう形にさせていただいたものであります。

議長（大黒孝行君） 14番。

14番（大川敏雄君） 後者の分については、課長、今私が言った理解が正しいと、こういう返答だと思います。

前者の件ですが、私の質問は、いわゆる今私の手元に消防組合の24年度の負担金額の調書



があるんです。この調書を見ても、新しい改正案に基づく予算編成がされているんです。したがって、私もこれ審査が不十分かもしれなかったけれども、反省を含めて言うんですが、いわゆる当該年度から前年度変えたというのは、もう既に恐らく24年度においても23年度においても、この負担金の調書は、いわゆる新しい改正後の前年度に基づくところの予算編成をしているんだと思います。この辺の実情をそう理解しているんですが、そうだとしますと、この現在の既約がどうも実態に合わなかったのかなと、間違っていたのかなと、こう理解するんですが、いかがですか。

〔発言する者あり〕

議長（大黒孝行君） 議会中です。慎重な対応をお願いします。

課長、答えられますか。

〔発言する者あり〕

議長（大黒孝行君） ここで質疑の途中ですが、暫時休憩をさせていただきます。

午前10時31分休憩

午前10時45分再開

議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（峯岸 勉君） 貴重なお時間をとらして申しわけありませんでした。また、相変わらず説明が下手で申しわけありません。もう一度わかりやすく説明させていただきます。

12条の「当該年度」を「前年度」に変えるという部分の点でございます。変更前ですので、平成24年度の消防予算を組むときには、平成23年度の消防費の基準財政需要額しか確定しておりませんので、その率で見込みで負担金を決めさせていただきました。平成24年になって、8月に確定しましたので、その新しい24年度の基準財政需要額で負担金をそれぞれ計算しまして、それを9月の議会で補正をさせていただいたと、そういう形で処理させていただいておりますので、この規約どおりに24年度の負担金は決めさせていただいていると、そういうことでございます。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

7番。

7番（沢登英信君） 2ページの附則に、この組合は平成25年3月31日をもって解散する西

伊豆広域消防組合の事務を継承すると、こういうことでありますけれども、事務を継承するということはどういうことかお尋ねをしたい。具体的には、この西伊豆消防が持っていた資産関係ですね、債権、債務はどのように処理がされることになっているのかと。

それから、3月31日をもって次の4月1日から新しい体制になるわけですので、具体的な引き継ぎといいますか、何ら変わることなく救急や消防の活動が進められることになるのかと、この広域化することによって効率化を図るんだと、こういうぐあいに言ってきたわけですので、消防の組合の配置といいますか、体制はこのことによって4月1日からどうなるのかと、どこがどう変わるようになるのかという点についてお尋ねをしたいと思います。

それから、規約上は第9条で、組合に管理者及び会計管理者を置くというこれが、管理者及び副管理者を置くというぐあいに改定がされたということになっておりますが、そうしますと、下田地区消防組合管理者の職務を代理する職員を定める規則、こういう規則があるかと思いますが、これとの関係はどうなるのかと。管理者がいない場合には職務代行者が管理者の仕事をする、ということに定められていようかと思いますが、ここに副管理者が出ることによって、この管理体制はどうなっていくのかと。管理の矛盾がそこに出てきはしないか。何で副管理者が必要という判断をされたのか。今まで副管理者を置かずに進めてきたかと思うんですが、具体的に副管理者を置かなければならないような事態というのはどういうことを想定してこういう規約を定めたのかという点について、2点目はお尋ねをしたいと思います。

それから、第12条のこの議論の中で、各参加の構成団体の町がそれぞれ土地や建物を出し合って協力してやりましょうと、こういうことになっているかと思うんですが、それをそうではなくて、それを外して協議をするという形にしたということですが、西伊豆消防の新たな下田地区消防組合の署になる建物が古くて、その建て替えが必要の可能性があると、そういうことを想定してこういうぐあいに変えたんだと、こういう答弁があったかと思うんですが、そうしますと、それはもう大変先の話ではなくて間近な話であろうと、こういうことになろうかと思うわけです。

大川議員の質問にそういう答弁があったかと思うんですが、そうしますと、具体的に協議をするということはどういう形でどういう方向で協議をしようということになるのかと。協議の枠組みというのはどうなっているのかと、規約上は各消防組合の執行は役員体制から見ますと、管理者及び副管理者が定めるといように執行権はそこにあるというぐあいにとらえられるんじゃないかと思うわけです。

決議権は議会がありますから、議会を通すということは当然必要なことになろうかと思いますが、そうしますと、その他の先ほど協議会をもって協議会でこの規約を定めてきたというようなお話がありましたけれども、協議会と消防組合の関係というのは、規約の中に一切そういうものはないですね。そうしますと、それは正規なものではなくて、単に首長間の打ち合わせ意見交換ということで決められていくのかと。こういうことになろうかと思しますので、そこら辺の整理というのはどういうぐあいにされているのかという点についてお尋ねをしたいと思います。

議長（大黒孝行君） 市民課長。

市民課長（峯岸 勉君） まず1点目の、附則第2項で西伊豆広域消防組合の事務を承継するという事はどういうことなのかということでございます。これは、その言葉どおりになってしまうんですけれども、現在西伊豆地区で西伊豆町と松崎町で西伊豆消防組合が消防活動、救急活動を行っておりますので、それをそのまま引き継ぐという形になります。財産等はこちらに引き継ぐんですけれども、これは前回の全協で言われた特別負担債務、それは精算してこちらへ持ってくると、なくなった形で持ってくるという形になります。

それから、4月1日から広域化になって具体的にどういうメリットがという……

〔発言する者あり〕

市民課長（峯岸 勉君） 体制的には、現在の下田地区消防組合と西伊豆広域消防組合で特に支障なく移行はできるということでございます。

管理者と副管理者の関係は、これはまず現行を申し上げますと、確かに下田地区消防組合は管理者がおりまして、副管理者は置いておりません。それから西伊豆消防組合はこれは2町なんですけれども 管理者、副管理者を置いております。こういう状況の中で広域化を進める中でどういう方法がいいのかということを経事会で提案し、それを協議会上げまして、副管理者を置いたほうが運営がきちんとできるだろうという、そういう判断のもとに副管理者を置くことにしたということでございます。

この協議会というのは、これは6月に設立したものだなんですけれども、これは任意協議会という形で設立させていただいて、広域化のための協議を行ってきたと、そういう経過になっております。

以上です。

議長（大黒孝行君） 7番。

7番（沢登英信君） 心配なく移行できるんだということではありますが、内容的には管理職

の部分を実働部隊のほうに人員の回すことができるので、そういうメリットがあると、こういう説明をさせていたと思うんですが、そうしますと、具体的に西伊豆消防にいた管理者はどのようになって、どのような仕事の配置につくことになったのかと、こういうところが具体的に合併することのメリットになるんだろうと思いますが、そういう説明を具体的にしていきたい。

それから、合併に当たっては精算をする。ですから、債権、債務はゼロでないということだと思いますが、持っていた施設や、当然西伊豆消防の庁舎、そういうものがあると思いますが、そのようなものがどのように引き継がれているのか。主なるものはどういうものでこういうものを引き継いだと、そしてそれらのものの耐用年数がこのぐらいで、すぐ買いかえるなり修理しなきゃならない事情にあるんだというような点についてご説明をいただきたいと、こういう内容であります。

それで、主だった例示で結構でございますけれども、細かにすべて説明しろと言っているのではなくて、そういう説明が当然必要かと思うわけであります。そういう意味では、具体的に移行できるんだということであれば、西伊豆のほうの救急の体制は、例えばこういう交通事故が西伊豆で起きたときにはこういう手順で問題なく従来と同じように、あるいは従来より以上に効率的に体制がとれるんだと、こういう具体的な説明をいただきたいと思いますし、この合併がそういう簡素化や人件費の削減というようなことを目標にしている限り、副管理者というのは私はそういう意味では要らないんじゃないかと、管理者と副管理者は具体的にどういう仕事をするのか、そういうこと具体例がない限り、従来どおり管理者でいいんじゃないか。実務のほうは職務代理者がちゃんと決められているわけですね。消防署長なり何なりが、その管理者のいないときには実務をするという定めになっているわけですから、なんで副管理者が要るのかと、こういう点について再度同じ質問で恐縮でありますけれども、お尋ねをしたいと思います。

議長（大黒孝行君） 市民課長。

市民課長（峯岸 勉君） まず、1点目の具体的なメリットということで、下田と西伊豆の消防が広域化するにつきましては、運営計画というものを作成しております。その中で説明させていただきますけれども、まず人数的なものを申し上げますと、この運営計画により、職員は下田地区が76人、西伊豆が42人、合計118人の体制は変わりませんが、本部機能を統合することによりまして、実際に火災、救急活動に従事する署員が、現在の91人から96人ということで5名増員されると。全体は変わらないですけれども、本部機能の統合とい

うことで5人増えるということでございます。

それから、あと具体的には制度設計報告書というのが、以前、駿東賀茂地区で作成されたんですけども、その中で指摘されているのが、下田で言えば加増野地区、南伊豆町で言えば伊浜地区、一町田地区というのは救急車、消防車、そういうものが現場に到着する時間が1分から5分程度短縮されると、そういう報告がなされております。当然ですけども、遅れるところは1カ所も出てこないということになります。

それから、財産の引き継ぎについてですけども、これは引き継ぐものは庁舎と車両ですね。これを引き継ぐことになりまして、この運営計画の中でそれぞれの車両。現在の車両が下田地区が18台、西伊豆消防が9台ございまして、合計27台になるわけですけども、これのそれぞれの耐用年数等を勘案して、この運営計画の中で整備計画をしっかりとつけて運営していくということでございます。

副管理者の必要性ということですけども、これは同じ答えになってしまって申しわけないんですけども、下田地区消防組合の組織体制と西伊豆広域消防組合の組織体制というのがそれぞれ違うわけですけども、その中で西伊豆消防組合には副管理者がいたと。その両方の組織の中を勘案して、新たに副管理者を置くほうがきちんとした運営ができるだろうと、そういう判断をしたと。これは先ほどと同じ答えになってしまいましたが、そういうことでございます。

議長（大黒孝行君） 7番。

7番（沢登英信君） 12条の質問の答弁に、従来の経費の支弁につきましては、土地、施設の建設に係る経費はその所在する市町村が責任を持つんだと、こういうぐあいに定められているのを今度変えようというわけですね。協議によってそれを定めていくと。その協議の内容の具体的なポイントは、西伊豆地区にあった消防署、これらの改修というのが想定される、こういう答弁をされていると思うわけです。されてなければされていないで結構ですけども、何を具体的に想定して、どういう方向でこの協議を進めようとしているんですかということを知っているんです。

議長（大黒孝行君） 質疑の途中ですが、ここで10分間休憩をさせていただきます。

午前11時 3分休憩

午前11時13分再開

議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、当局の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（峯岸 勉君） 12条3項の関係につきまして、もう一度考え方を説明させていただきます。

これは、まずいつ、何を、幾らでと、そういうものはありませんけれども、今後、例えばはしご車であるとか、先ほど申し上げた消防無線のデジタル化であるとか、ここに書いてあるように、土地の取得、施設の整備、その他前項の規定によることが適当でないものにかかる経費、要するに多くの負担がかかるものにつきましては、その負担をより弾力的に構成市町が対応できるようにという形で、関係市町の協議によりという形に変更させていただくというものでございます。

議長（大黒孝行君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対の意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議はございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議がありましたので、起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大黒孝行君） 起立多数であります。

よって、議第47号 下田地区消防組合を組織する地方公共団体の増加及び規約の変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（大黒孝行君） 以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

これをもって平成24年11月下田市議会臨時会を閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

午前11時16分閉会